

お客様各位

令和2年4月30日

日本国際商船株式会社



新型コロナウイルス：緊急事態宣言に対する対応について（続報1.）

現在、政府は特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大し、期限を5月6日としております。

すでに弊社は4月8日～5月6日まで、社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、人と人との接触を極力避け、感染を防止する観点から弊社の業務につきましては、出社時間、退社時間の変更を行い対応している状況ですが、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中で、政府は5月6日に期限を迎える緊急事態宣言について、全国一律で延長する方向で検討される動きが出てきております。

よって、弊社におきましてもしばらくの間、出社時間、退社時間の変更について延長を行うこととし、期限につきましては、今後の感染状況や自治体・政府見解を注視しながら決定した後、ご連絡をさせていただきます。

<出社時間、退社時間の変更>

出社時間 AM9:00 ——> 実施後 AM10:00

退社時間 PM17:20 ——> 実施後 PM16:00

<実施期間>

令和2年5月7日～しばらくの間（今後の感染状況や自治体・政府見解を注視しながら決定した後、ご連絡をさせていただきます）

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上